

28各介第421号  
平成29年 2月10日

短期入所生活介護事業所 各位  
福祉用具貸与事業者 各位

各務原市介護保険課長

## 短期入所中の福祉用具貸与の取り扱いについて（通知）

平素は、介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記につきまして、下記のとおり、今一度ご確認くださいませよう願いたします。

### 記

#### 1. 短期入所施設への貸与品の持込について

- ・福祉用具貸与は利用者の居宅で使用されるべきものである。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第193条

・短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に包括しているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものである。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第124条

●このため、短期入所施設への貸与品の持込は認められません。ただし、短期入所施設に用意されているものでは利用に支障が出る場合は持込可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

#### 2. 福祉用具費の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。しかし、これは、短期入所サービス利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから、認められているものであると考えます。そのため、短期入所サービス利用中であっても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

○当該月に利用者が在宅にいないことが予め分かっている場合

福祉用具費の請求はできません。

○在宅での利用がある場合

短期入所期間を除いた日割り計算を行います。

ただし、契約の形態により半月分または1ヶ月分の請求として差し支えありません。

○短期入所中に貸与品の使用を認められた場合

通常通りの利用日数で請求します。

短期入所中の利用許可の有無はケアマネージャーに確認してください。

各務原市役所 介護保険課 介護保険係 担当：木野村

T E L 058-383-1778